

京都府

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
3010010		水ヶ浦	ミズガウラ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府					S27.2.29				
3010020		成生	ナリュウ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府			○		S27.2.29				
3010050		瀬崎	セザキ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府		○			S26.8.21				
3010070		西大浦	ニシオウラ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府			○		S27.2.29	H9.2.27			
3010080		神崎	カンザキ	1	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府					S28.2.12				
3010090		由良	ユラ	1	宮津市	宮津市	京 都 府					S26.8.21	S37.7.6	半島		
3010100		島陰	シマカゲ	1	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S27.2.29		半島		
3010110		田井(栗田)	タイ(クンダ)	1	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S28.2.12		半島		
3010120		溝尻	ミヅシ	1	宮津市	宮津市	京 都 府			○		S28.2.12	S37.7.6	半島		
3010180		泊	トマリ	1	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府		○			S28.3.25		半島		
3010200		袖志	ソデシ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○			S27.2.29	H8.6.12	半島		
3010210		竹野	タノ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○			S27.2.29		半島		
3010220		小間	コマ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○			S27.2.29		半島		
3010230		砂方	スナカタ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S28.2.12		半島		
3010240		三津	ミツ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S29.7.12		半島		
3010250		遊	アソビ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S29.7.12		半島		
3010260		磯	イソ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S28.2.12		半島		
3010270		浜詰	ハマヅメ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S42.3.31		半島		
3010280		蒲井	カマイ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S34.12.15		半島		
3010290		旭	アサヒ	1	京丹後市	京丹後市	京 都 府					S34.12.15	H5.4.19	半島		
3020010		田井(舞鶴)	タイ(マイヅル)	2	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府			○		S27.2.29	S52.3.16			
3020015		野原	ノハラ	2	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府		○	○		S28.2.12	H1.12.6			
3020020		竜宮浜	リュウグウハマ	2	舞鶴市	舞鶴市	京 都 府		○			S27.2.29	H17.12.9			
3020030		栗田	クンダ	2	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S27.2.29		半島		
3020035		養老	ヨウロウ	2	宮津市	宮津市	京 都 府		○			S56.4.13	S63.3.31	半島		
3020040		伊根	イネ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府		○	○		S27.2.29		半島		
3020045		新井	ニイ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府					S27.2.29		半島		
3020047		浦島	ウラシマ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府		○			S28.2.12	H10.1.28	半島		
3020050		本庄	ホンジョウ	2	与謝郡伊根町	伊根町	京 都 府			○		S27.2.29		半島		
3020060		間人	タイザ	2	京丹後市	京丹後市	京 都 府			○		S26.8.21	H9.9.22	半島		
3020070		浅茂川	アサモガワ	2	京丹後市	京丹後市	京 都 府		○	○		S26.8.21	H9.3.30	半島		
3030010		舞鶴	マイヅル	3	舞鶴市	京都府	京 都 府			◎		S26.8.21	H16.12.1			
3040010		中浜	ナカハマ	4	京丹後市	京都府	京 都 府		○	○		S26.8.21	H16.3.8	半島		

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。